

措置結果通知書（令和4年度定期監査及び行政監査）

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
5	R4.12.8	定期監査 及び行政 監査	指摘	保健所保健予防課	(4) 契約事務に 適正を欠くもの ア 契約関係事 務の不備が重複 した事案につい て	<p>本件は、保健所保健予防課において、1件の契約関係事務に複数の不備が発生していた事案である。</p> <p>担当部署では、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣契約を令和4年4月1日付けで締結しているが、その際の施行伺、一者随意契約理由書及び見積り合わせ結果報告に決裁権者である保健所長の決裁を受けていなかった（【指摘事項】「(1) 法令等に重大な違反があるもの」の契約事務における決裁権者の決裁漏れ事案に含まれる。）。</p> <p>また、本件契約に係る仕様書では、平日、土日祝及び時間外の3種類の派遣料金の単価を予定し概算計算書を作成していたが、見積り合わせ参加業者から提出された見積書には単価が2種類しか記載されておらず、単価の名称の記載もないため何の見積りを提示しているか不明確であった。さらに見積書には代表者印の押印がなく、加えて、締結した契約書には仕様書及び見積書に全く記載がない年末年始の派遣業務に係る単価が記載されていた。</p> <p>そもそも地方公共団体が行う契約は、一般競争入札により契約の相手方を決定することが原則であり、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号において随意契約ができる場合が限定的に定められている。</p> <p>本件は、設計額から考えれば契約担当部署が行う一般競争入札を実施すべきところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期にあったことから、感染症対策業務に熟知し即戦力となるスタッフが必要であり緊急を要するとの判断により、令和3年度に労働者派遣契約を締結した同一業者を指名し、担当部署で一者随意契約を行ったものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大期にあったとはいえ、随意契約の事務においては一般競争入札と同様に、経済性、公平性及び透明性のある適正な手続で契約を締結することが求められる。</p> <p>しかしながら、本件では、関係書類に柏市財務規則に規定する決裁権者の決裁が漏れており、また柏市随意契約見積心得第10条第2号に規定する原則として無効となる代表者印の押印がない見積書の提出を受け、さらに契約期間外の年末年始の単価が記載された内容で契約を締結している。担当部署では、本件契約事務の開始前に起案文書で本件契約事務を進める旨の決裁を保健所長から受け、また業者から提出を受けた2種類の単価については見積り合わせ時に内容を口頭で確認したとのことだが、1件の契約にこれほど複数の不備が生じている状況は、契約事務に適正を欠いており遺憾である。</p> <p>さらに、担当部署では本件契約以外にも、仕様書どおりの見積書が提出されていないことに気付かずその内容で契約を締結し、後日支払について、会計担当部署との協議を要した事案もあった。また同事案について、担当部署は監査委員質疑で状況の認識が不十分のまま回答し、結果として事実と異なる答弁を行っており、組織として契約事務に対する認識がおろそかになっていると言わざるを得ない。</p> <p>担当部署は、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、その対策及び対応に最前線に取り組んでおり、本件契約は第6波による感染拡大を受け業務がひっ迫する中で事務を行っていたことは理解できる。しかしながら、本件契約に係る業務は令和3年度から継続しており、契約の相手方も前年度と同じ業者であることを踏まえれば、複数人による適切な確認が行われれば適正な契約手続を進めることは可能であったと考える。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染者が市で初めて確認されてから2年9か月余りが経過する中、新たな感染の波が来ても対応可能な体制を構築すべき時期となっている。保健所では、これまでの他部署からの応援職員による体制整備から、保健所各部署の業務内容を見直し、保健所職員が行うべき業務や会計年度任用職員で対応できる業務等の整理を進めているとのことである。</p> <p>また、外部委託等が適した業務の分類を行っているとのことであり、本件契約に係る労働者派遣もそのことを踏まえ実施しているものと推察する。民間事業者の力も効果的に活用しながら、適正な事務が確実に実施し得る体制の確立に組織として取り組まねたい。</p>	措置講じた	<p>新型コロナウイルス感染症については、流行の予測が困難かつ感染が急拡大していくことにより、至急対応が必要になる中、重症患者の入院・受診調整や高齢者施設等のクラスター対応等、市民生命に関わる業務を優先的に実施していたため、契約事務への認識がおろそかになっていた。また、2年9か月経過しているとは言えども、感染拡大期の度に国の方針が変更されることや、従事期間の短い応援職員が業務を担っていたことで、経験や知識蓄積のメリットを享受できなかったことに加え、短期間で多数職員が入れ替わることにより業務の管理が困難になっていた。</p> <p>これらの状況を改善すべく、現在は患者へ対応する担当と、契約事務を担当する職員を分けた上、応援職員ではなく保健予防課の職員が対応する体制を構築することで、適切な事務を実施できるよう取り組んでいるところである。</p>